

平成22年度の事業の概況

金融経済環境

近年の日本経済は、政府による経済対策の効果、在庫調整の進展による生産の回復、新興国を中心とした世界経済の回復による輸出の増加などにより、持ち直しの動きを続けていました。しかし、3月11日に発生しました東日本大震災という未曾有の災害により、当面、景気の供給面を中心に大きく下押しすることが懸念されます。

当金庫の営業基盤である佐賀県経済においても、一部の耐久消費財分野においては政策効果の剥落が見られたものの、企業業績は製造業を中心に持ち直しの傾向

にありました。佐賀県は今回の震災の被害を直接には受けておりませんが、個人消費の手控えや域外との取引を通じた企業活動への悪影響が懸念されます。

こうした状況下、金融市場では、原油を中心とした物価上昇圧力に加え国債の増発懸念といった金利上昇材料がある一方で、金融緩和政策の長期化が見込まれることで、市場金利は先行きが不透明な状況にあります。したがって金融機関におきましては、信用コストや金利の上昇リスクへの一層の対策が必要になっています。

平成22年度の業績

主要勘定の状況

預金

預金残高は前期比564百万円減少し、105,795百万円となりました。定期性預金は公金預金や定期積金が減少したため前期比507百万円減少しました。また、要求性払預金は個人取引の深耕を積極的に行いましたが、法人預金が減少したこともあり57百万円減少しました。総預金に占める個人預金の割合は84.6%（前期末比+0.6%）となりました。

預金残高の推移



個人預金残高の推移



貸出金

貸出金残高は前期比4,470百万円減少し、57,649百万円となりました。地方公共団体への貸出が償還もあり、1,300百万円減少したほか、卸売・小売業への貸出は897百万円減少し、建設業への貸出も813百万円減少しました。

貸出金残高の推移



個人向け貸出残高の推移



預け金、有価証券

預け金とは、預金の支払準備、手形交換決済資金、為替決済資金の他、余裕資金運用としての定期性預金などで信金中央金庫やその他の金融機関に預けている預金のことです。平成22年度は前期比923百万円増加し、22,618百万円となりました。

有価証券は収益資産であるとともに、現金・預け金に次ぐ支払準備資産となるもので、その運用に際しては流動性、健全性の確保に努めています。平成22年度は前期比2,355百万円増加し、27,896百万円となりました。

預け金残高の推移



有価証券残高の推移



損益の状況

業務純益

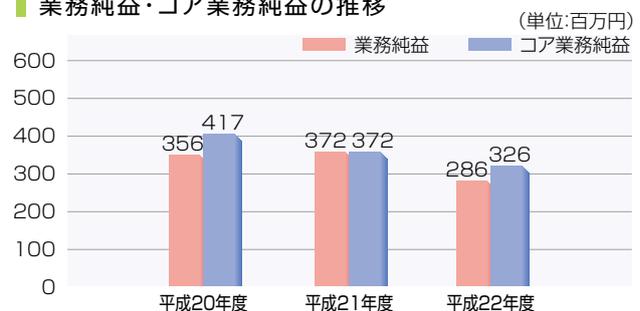
平成22年度の業務粗利益は資金利益の減少や有価証券売買損益の減少もあり前期比58百万円減少しました。また、一般貸倒引当金純繰入額や経費が増加したことから、業務純益は前期比86百万円減少の286百万円となりました。業務純益とは、一般企業でいう営業利益にあたるもので、金融機関の収益力を示す重要な指標です。

また、平成22年度の当金庫のコア業務純益は、前期比45百万円減少の326百万円となりました。業務純益から一般貸倒引当金繰入前、有価証券売買損益控除後のコア業務純益は、金融機関の本来業務による純粋な収益力を表す指標です。また、コア業務純益は不良債権処理のための原資になるものでもあり、不良債権処理能力を測る点でも注目されております。

(単位:百万円)

科目	平成21年度	平成22年度
業務純益①=(②-④-⑤)	372	286
業務粗利益②	1,997	1,938
うち国債等債券関係損益③	12	△15
一般貸倒引当金純繰入額④	12	24
経費(臨時的経費を除く)⑤	1,611	1,627
コア業務純益(①-③+④)	372	326

業務純益・コア業務純益の推移

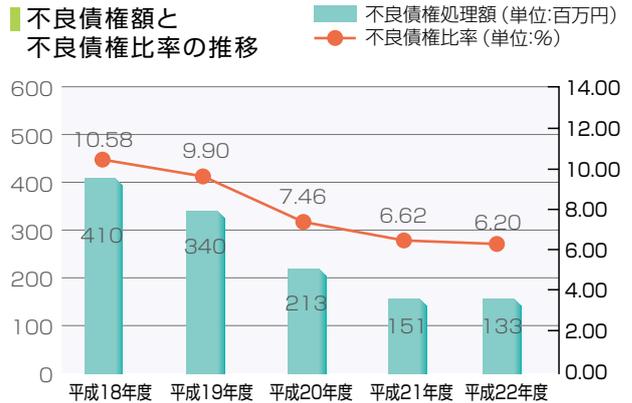


不良債権処理

1990年代以降の長引く景気低迷とデフレの進行は、不良債権問題として金融機関の経営に大きな影響を与えてきました。当金庫は、この不良債権問題を真摯に受け止め、これまでも積極的に不良債権処理を続けてきました。

平成22年度におきましては133百万円の不良債権処理を行い、財務内容の健全化を図っております。

不良債権額と不良債権比率の推移

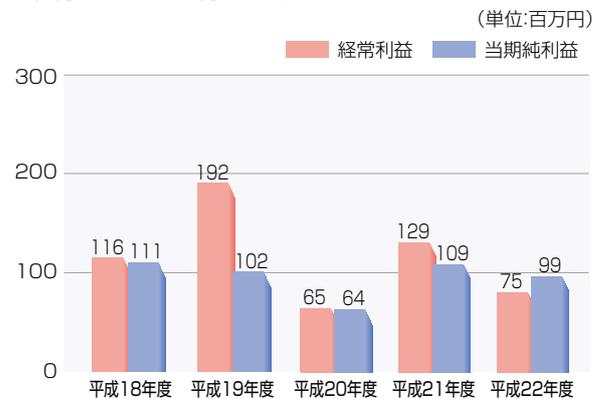


経常利益・当期純利益

経常収益は2,289百万円(前年度比△182百万円、7.36%減少)となり、経常費用は2,213百万円(前年度比△128百万円、5.46%減少)となったことから、経常利益は75百万円(前年度比△54百万円、41.65%減少)となりました。

また、当期純利益は前年度比△9百万円、9.14%減少し、99百万円となりました。

経常利益・当期純利益の推移



自己資本比率

平成23年3月期の自己資本比率は、14.81%となっております。これは、新自己資本比率規制に基づき算定し、国内基準である4%を大きく上回っており、財務

体質の健全性を確保しています。なお、当金庫では、公的資金の注入や優先出資、劣後債の取入れ等による自己資本の積み上げは行っていません。

今後対処すべき課題

平成23年度は、東北地方の復興需要として国全体における耐久消費財の消費や固定資本投資は一定の増加が見込まれますが、それ以外の分野においては需要の一時的な低下が懸念されます。当金庫の経営基盤である佐賀県では震災の直接的な被害はなくとも、家計支出の低迷やサプライチェーンの断絶による生産の落ち込みが、企業の収益を下押しすることが想定されます。

こうしたなか当金庫におきましては、地域の金融機能を維持することを使命と考え、既存・新規の顧客を問わず、中小企業および地域の皆様のニーズの把握に注力し、円滑な金融の実現に取り組む所存であります。そのため、法令等を遵守し適切な顧客との関係を築くための管理体制を構築するとともに、多様な顧客のニーズに的確に対応できる人材の育成に尽力してまいります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	2,531,814 千円	2,805,832	2,638,870	2,471,569	2,289,425
経常利益	116,454 千円	192,322	65,017	129,918	75,797
当期純利益	111,123 千円	102,724	64,946	109,150	99,167
普通出資総額	171 百万円	172	174	178	183
普通出資総口数	343 千口	344	349	356	367
会員数	10,400 人	10,442	10,476	10,535	10,553
純資産額	7,013 百万円	7,038	7,089	7,393	7,529
総資産額	112,324 百万円	114,701	115,362	116,181	115,862
預金積金残高	102,197 百万円	104,905	105,716	106,360	105,795
貸出金残高	62,121 百万円	61,854	62,698	62,119	57,649
有価証券残高	18,675 百万円	18,466	23,051	25,541	27,896
単体自己資本比率	14.11 %	14.09	14.19	14.31	14.81
普通出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20	20	20	20
普通出資配当率	4.0 %	4.0	4.0	4.0	4.0
職員数	145 人	145	147	151	152
男性	101	99	98	98	95
女性	44	46	49	53	57

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当かどうかを判断するための基準に基づき算出しております。
当金庫は国内基準に基づき、標準的手法を採用してリスクアセットを算出し自己資本比率を算出しております。

普通出資金の推移



会員数の推移



■ 自己資本の充実の状況

平成22年度の自己資本比率は14.81%となり健全な財務体質を維持しています。

■ 単体自己資本比率（国内基準）

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成21年度	平成22年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	178,469	183,538
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	178,469	183,538
特別積立金	6,472,538	6,570,503
次期繰越金	109,150	99,167
その他	—	—
処分未済持分(△)	△1,231	△2,175
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
〔基本的項目〕計(A)	6,937,397	7,034,573
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	178,368	177,703
一般貸倒引当金	115,280	140,024
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額(△)	—	—
補完的項目計(B)	293,648	317,727
自己資本総額[(A)+(B)](C)	7,231,046	7,352,300
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	771,300	771,300
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの	500,000	500,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/オストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額(△)	771,300	771,300
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	7,231,046	7,352,300
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産(オン・バランス)項目	45,467,462	44,805,956
オフ・バランス取引等項目	1,159,034	1,032,311
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,896,502	3,800,024
リスクアセット等計(F)	50,522,999	49,638,291
T i e r 1 比 率 (A / F)	13.73%	14.17%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	14.31%	14.81%

(注)1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号。)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率のことです。

3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載することとしています。

4. 本表において各種「不算入額(△)」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載しています。

5. 補完的項目(B)には、自己資本総額(C)に算入した金額を記載するものとする。控除項目(D)には、不算入額(△)を除いた金額を記載しています。

6. 信用リスクに関しては標準的手法を採用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	46,626	1,865	45,838	1,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	46,407	1,856	45,588	1,823
(Ⅰ) ソブリン向け	710	28	588	23
(Ⅱ) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	5,555	222	5,955	238
(Ⅲ) 法人等向け	11,490	459	10,986	439
(Ⅳ) 中小企業等・個人向け	12,241	489	11,862	474
(Ⅴ) 抵当権付住宅ローン	1,228	49	1,218	48
(Ⅵ) 不動産取得等事業向け	9,890	395	10,043	401
(Ⅶ) 三月以上延滞等	1,273	50	1,186	47
(Ⅷ) 出資等	671	26	637	25
(Ⅸ) その他	3,345	133	3,110	124
②証券化エクスポージャー	218	8	249	9
ロ. オペレーショナル・リスク	3,896	155	3,800	152
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	50,522	2,020	49,638	1,985

(注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものは除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人向け」においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当庫は基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他デリバティブ 以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
国内	113,747	113,869	62,780	58,276	22,927	25,755	-	-	1,083	994
国外	1,696	1,276	-	-	1,475	1,077	7	4	-	-
地域別合計	115,443	115,145	62,780	58,276	24,403	26,833	7	4	1,083	994
製造業	7,549	8,292	4,943	4,288	2,606	3,704	-	-	168	167
農業、林業	625	563	625	563	-	-	-	-	-	-
漁業	61	55	61	55	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	8,151	7,225	8,151	7,225	-	-	-	-	179	130
電気・ガス・熱供給・水道業	969	887	763	676	200	200	-	-	-	-
情報通信業	411	395	101	86	300	300	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,192	758	891	657	300	100	-	-	30	27
卸売業、小売業	6,816	5,651	6,114	5,150	401	500	-	-	246	151
金融業、保険業	26,971	28,676	740	740	4,005	4,806	7	4	-	-
不動産業	6,555	7,631	6,455	7,530	100	100	-	-	23	66
物品賃貸業	2,587	2,344	582	541	501	200	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	487	445	487	445	-	-	-	-	21	4
宿泊業	1,563	1,457	1,563	1,457	-	-	-	-	77	77
飲食業	2,341	1,675	2,341	1,675	-	-	-	-	96	132
生活関連サービス業、娯楽業	1,987	2,030	1,987	2,030	-	-	-	-	5	0
教育、学習支援業	78	68	78	68	-	-	-	-	11	10
医療、福祉	974	1,021	974	1,021	-	-	-	-	1	1
その他のサービス	2,533	2,411	2,533	2,411	-	-	-	-	5	17
国・地方公共団体等	22,443	22,066	6,371	5,069	15,986	16,919	-	-	-	-
個人	17,009	16,580	17,009	16,580	-	-	-	-	216	206
その他	4,131	4,906	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	115,443	115,145	62,780	58,276	24,403	26,833	7	4	1,083	994
1年以下	30,655	25,059	9,456	6,513	4,790	3,657	7	4	-	-
1年超3年以下	17,574	18,672	5,407	5,423	6,266	5,648	-	-	-	-
3年超5年以下	12,710	13,170	6,629	6,127	5,180	6,797	-	-	-	-
5年超7年以下	6,870	9,602	6,399	6,509	214	3,093	-	-	-	-
7年超10年以下	21,859	18,698	14,377	11,141	7,481	7,556	-	-	-	-
10年超	19,861	21,719	19,390	21,639	470	79	-	-	-	-
期間の定めのないもの	5,913	8,222	1,118	920	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	115,443	115,145	62,780	58,276	24,403	26,833	7	4	1,083	994

(注) 1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで現金、固定資産、繰延税金資産等を計上しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

一般貸倒引当金	平成21年度	期中増減		期末残高
		平成22年度		
個別貸倒引当金	平成21年度	△125		675
	平成22年度	△94		581
合計	平成21年度	△112		790
	平成22年度	△69		721

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	平成21年度	期中増減額	平成22年度	平成21年度	平成22年度
製造業	46	△5	40	—	119
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	0	△0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	46	28	74	67	32
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	1	1	—	—
卸売業、小売業	111	20	131	20	32
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	52	0	52	—	8
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	23	—
飲食業	36	2	39	2	3
生活関連サービス業、娯楽業	208	△149	58	—	3
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	0	△0	0	—	0
その他のサービス	2	△0	2	0	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	170	9	180	5	20
その他	—	—	—	—	—
業種別合計	675	△94	581	119	221

二.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成21年度		平成22年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	26,651	—	26,627
10%	—	11,976	—	10,893
20%	2,005	24,927	1,804	26,649
35%	—	3,511	—	3,480
50%	7,753	256	8,727	187
75%	—	14,139	—	13,726
100%	601	23,031	501	22,028
150%	—	589	—	520
合計	10,360	105,082	11,032	104,113

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジットデリバティブ	
	信用リスク削減手法		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたポートフォリオごとのエクスポージャー			1,737	1,614	4,371	4,134	—	—
(I) ソブリン向け			—	—	303	494	—	—
(II) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け			—	—	—	—	—	—
(III) 法人等向け			166	151	700	400	—	—
(IV) 中小企業等・個人向け			1,405	1,309	3,245	3,117	—	—
(V) 抵当権付住宅ローン			18	15	—	—	—	—
(VI) 不動産取得等事業向け			96	99	—	—	—	—
(VII) 3月以上延滞等			2	0	20	25	—	—
(VIII) 上記以外			48	37	100	96	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの合計額	4	3
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
①派生商品取引合計	7	4	7	4
(Ⅰ) 外国為替関連取引	7	4	7	4
(Ⅱ) 金利関連取引	—	—	—	—
(Ⅲ) 金関連取引	—	—	—	—
(Ⅳ) 株式関連取引	—	—	—	—
(Ⅴ) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(Ⅵ) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(Ⅶ) クレジットデリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	7	4	7	4

イ.担保の種類別の額

担保による信用リスク削減手法は、用いていないため該当ございません。

ロ.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ございません。

ハ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャー

イ.オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
証券化エクスポージャーの額	496	499
国内法人債務	97	—
信用金庫向け劣後ローン優先出資	398	499

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスクウエイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
20%	97	—	0	—
50%	398	499	7	9
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウエイト×4%

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項 イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	295	295	248	248
非上場株式等	416	416	416	416
合 計	712	712	665	665

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。
 2. 上場株式等とは取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場、外国有価証券市場において売買される株式等です。なお、信託中金の優先出資証券は上場株式等に含まれています。
 3. 投資信託で運用している出資等は上場株式等に一括計上しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
売 却 益	2	3
売 却 損	0	1
償 却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	40	26

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運 用 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成21年度	平成22年度
貸 出 金	1,046	1,114
有 価 証 券 等	827	1,032
預 け 金	166	142
そ の 他	2	8
運 用 勘 定 合 計	2,041	2,296

(単位：百万円)

調 達 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成21年度	平成22年度
定 期 性 預 金	297	273
要 求 払 預 金	269	269
そ の 他	3	28
調 達 勘 定 合 計	569	570

銀行勘定の金利リスク	1,472	1,726
------------	-------	-------

- 注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値により銀行勘定の金利リスクを算出しています。パーセンタイル値とは、過去5年間に実際に起こった1年間の金利変動幅を100ブロックに分け、99ブロックの一番大きい金利上昇幅を金利ショックとして捉えています。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年で一括満期となる預金としてリスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク量(1,726百万円) =

$$\text{運用勘定の金利リスク量}(2,296\text{百万円}) + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta 570\text{百万円})$$

■ 当金庫の自己資本の充実の状況等について（定性的な開示事項）

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されています。平成22年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理に当たりましては審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに経営陣による審査会等を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、法務部、監査部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢の構築に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに担保の処分可能見込額、保証による回収可能額、清算配当等回収可能額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャーについては経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

他のエクスポージャーについては、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使用分けは行なっておりません。また、投資信託は運用委託会社の採用した基準によることとしております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適正な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取り扱い並びに適正な管理、評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様の取り扱いとしており、しんきん保証基金の保証は、各エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイトに変えて、適格格付機関が付与している格付により判定しております。未担保預金については、ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺し、信用リスクの削減を行っております。貸付明細の貸出期限を上回る満期日の定期預金残高、定期積金掛込残高の額とし、相殺対象の貸付明細が複数存在した場合は、債務者単位でリスクウ

エイト適用率の高い明細からとしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引IIには、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

派生商品取引IIに関しては、投資信託の運用枠内に限られており、リスクを限定した取り扱いとなっております。そのため個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他有価証券取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理基本規程等に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引IIは該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握することで適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める有価証券運用規程に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、取り扱いはありません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルII対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針です。現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、主管部署にて検討討議を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、店長会議といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については時価評価及び最大予想損失額（VAR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度、損失限度枠の遵守状況を定期的に経営陣に報告しております。

一方、非上場株式、その他出資金等に関しましては、信用金庫業界関連先及び地元企業先に限定した取り扱いとなっております。リスクの状況は、財務諸表や決算報告等を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益影響度等をALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、主管部で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法

有価証券は「GPS計算方式」

預貸金等は「金利ラダー方式」

コア預金

対象 要求払性預金全般（当座、普通、貯蓄等）

算定方法 ①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限

満期 5年以内（平均2.5年）の定義を満たすため2.5年での満期一括で設定

金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

リスク計測の頻度

四半期（前月末基準）

貸出債権の状況

厳正な自己査定に基づき積極的に不良債権処理を行っています。
引当・保全状況はリスク管理債権の90.07%及び金融再生法上の不良債権の90.20%をカバーしており資産の健全性は十分に確保しています。

リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権・延滞債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
破 綻 先 債 権 (A)	369	355
延 滞 債 権 (B)	3,423	2,933
合 計 (C)=(A)+(B)	3,793	3,288
担 保 ・ 保 証 額 (D)	3,002	2,528
回 収 に 懸 念 がある債権額 (E)=(C)-(D)	790	760
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	667	563
同 引 当 率 (G)=(F)/(E) (%)	84.47	74.07

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
(1) 会社更生法の規定による更生手続きの開始の申立てがあった債務者
(2) 民事再生法の規定による再生手続きの開始の申立てがあった債務者
(3) 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
(4) 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
(5) 手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
(1) 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
(2) 「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、上記「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記「破綻先債権」「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
3ヶ月以上延滞債権 (H)	144	78
貸出条件緩和債権額 (I)	229	232
合 計 (J)=(H)+(I)	373	311
担 保 ・ 保 証 額 (K)	241	122
回 収 に 懸 念 がある債権額 (L)=(J)-(K)	131	188
貸 倒 引 当 金 (M)	20	28
同 引 当 率 (N)=(M)/(L) (%)	15.37	15.20

※リスク管理債権の合計額、債権比率 (単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
(O)=(C)+(J)	4,166	3,600
貸出金計 (P)	62,119	57,649
リスク管理債権比率(O)/(P)	6.70	6.24

※リスク管理債権全体の保全率 (単位:%)

	平成21年度	平成22年度
((D)+(F)+(K)+(M))/(O) (%)	94.37	90.07

信用金庫法上と
金融再生法上の
開示対象債権の違い

信用金庫法に基づく開示対象債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返」と範囲が広く、債務者の財政状態等により分類区分され、より幅広く捕捉しています。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の開示

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,643	1,473
危険債権	2,195	1,870
要管理債権	373	311
正常債権	59,362	55,270
合 計	63,575	58,925

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題が無い債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

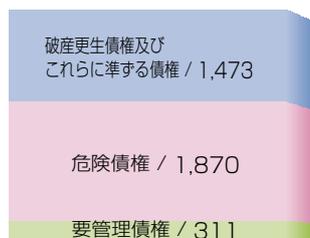
(単位:百万円,%)

区 分	平成21年度	平成22年度
金融再生法上の不良債権 (A)	4,212	3,654
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,643	1,473
危険債権	2,195	1,870
要管理債権	373	311
担 保 ・ 保 証 額 (B)	3,978	3,296
貸 倒 引 当 金 (C)	695	610
担 保 ・ 保 証 等 (D)	3,282	2,686
保 全 率 (B)÷(A)	94.44%	90.20%
担保・保証控除後債権に対する引当率 (C)÷((A)-(D))	74.81%	63.00%
総 債 権 額 (E)	63,575	58,925
金融再生法開示債権比率	6.62%	6.20%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

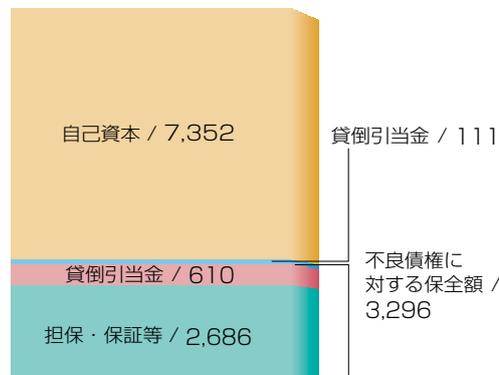
不良債権に対する備えは万全です!!

金融再生法上の不良債権額



合計 3,654

経営体力



合計 10,760

(単位:百万円)

●貸出運営について

当金庫では、資産の健全性を高めていくことは、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命を安定的に果たしていくため、欠かすことのできない重要な経営課題のひとつとして認識し、積極的な取り組みを進めています。

しかし、信用金庫の融資業務の特徴は、収益性のみを追求した「選別融資」ではなく、会員である地域の中小企業や個人の皆様を対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。当金庫では、こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、

地域中小企業の皆様が抱えている特性に十分配慮しながら融資業務を行い地域と社会の発展に努めています。そうした意味で、地域社会の中小・零細企業の基盤の弱さから発生するリスクの一部を敢えて吸収することは、当金庫に課せられた使命であるとも考えています。融資条件に対しましては、お客様の信用力・事業計画の妥当性などを十分検討したうえ、必要に応じて担保・保証をいただくとともに、大口融資にかたよることなく小口融資に徹することで資産の健全性を維持し、向上させたいと考えています。

新地域密着型金融推進計画の策定について

1.はじめに

佐賀信用金庫は中小企業金融を通じて、中小企業の育成・健全発展に寄与し、併せて地域社会の発展に取り組んで参りました。今後も地域を見つめた、地域金融機関としての使命と責任のもと地元の発展に尽くして参ります。特に平成15年度～16年度においては「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき集中改善に取り組みました。そして、その結果を踏まえてネクストステージとして、17年度～18年度は新アクションプログラムの推進計画に取り組み、より一層の地域密着型金融の強化に取り組んで参りました。

佐賀信用金庫は「地域社会の繁栄に貢献する」という経営理念のもと、事業再生、中小企業金融の円滑化、地域経済への貢献へと取り組んで参りました。今後もリレーションシップバンキングを継承しながら、地域金融機関としての使命と役割を担い、地域経済の活性化に更に邁進する事を目的に新地域密着型金融推進計画を策定しました。

「この街と生きていく。」これは地域との共存共栄をめざす信用金庫の決意です。

■ 経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき、協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることが出来たと思っております。当金庫が長期的に発展していく為には、信用金庫の原点に立ち返って、地域の皆様からのご支持により、ゆるぎない信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要が有ります。当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の機関」として、従来以上積極的な経営を目指します。

■ 経営方針

信用金庫の独自性を発揮し、経営基盤の強化とともに総合リスク管理を徹底させ、資産内容の充実と自己資本の強化に務め、地域に於ける存在感、信頼感のある金融機関として存続するためのテーマとして次の3項目を掲げお客様の信頼と期待にお応えする所存です。

1. 公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図る。
2. 常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努める。
3. 創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図る。

■ 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

取組方針	具体的取組み策	取組み態勢	進捗状況
(1) 事業再生	事業再生で重要なことは、経営者の意識改革が不可欠である。当金庫より経営者の意識改革を促しガバナンスの効果を上げる役割を果たします。事業の再生見通しがあり、再生の可能性が高いと判断された案件については佐賀県中小企業再生支援協議会等外部機関の活用を図り支援機能強化を図ります。 ・商工会議所、商工会等と連携を密にして情報提供、経営指導、相談を積極的にまいります。	・22年度以降についても再生支援協議会の活用と連携を図り積極的に取組んで参ります。	・平成22年度に取り組んできました経営改善支援対象企業16社の内、6社については佐賀県再生支援協議会との連携を図り、事業再生に取り組んで来ました。 ・平成23年度も引き続き5社に対しては佐賀県再生支援協議会と連携して、事業再生に取り組みます。
(2) 創業・新事業支援	佐賀県地域産業支援センターが主催する佐賀県ベンチャー交流ネットワークとの連携による支援に取組みます。 ・営業店窓口における創業・新事業への積極的支援・相談に取組みます。	当金庫は佐賀県ベンチャー交流ネットワークの準会員であり、今後も支援センターとの連携を図り、支援ニーズの発掘、推進を図ります。	平成22年度4回開催された、佐賀県ベンチャー交流ネットワークの準会員として例会に参画し、会員の皆さんとの交流を図りニーズの発掘に努めました。創業・新事業支援融資として10先、172百万円の取組みを行いました。
(3) 経営改善支援	現在取組んでいる経営改善支援先の改善進捗状況については、景気の長期低迷等により進捗状況に課題は残るが、今後も引き続き佐賀県中小企業再生支援協議会との連携も含み改善支援を強化します。	・22年度の対象先は16先です。対象先については経営改善の指導、助言を図り支援機能の強化を図ります。	対象先16社に対して取り組んで来ました。年度2回、本部と営業店にて進捗状況の確認、協議を行い、対象先に対する指導、助言を行って来ました。
(4) 事業承継	当地区においても少子高齢化の進展や廃業が増加する中での事業承継が大きな問題となっている。地域の情報ネットワークを活用して、その承継に積極的に関わってまいります。	取引先においても事業承継の問題を抱えている所もあり、地区内の情報、業界内情報を利用して、親族以外への承継も含めた支援を強化いたします。	具体的な取組み事例は有りません。今後も引き続き地区内の情報収集を図り、支援を行います。

■ 2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

取組方針	具体的取組み策	取組み態勢	進捗状況
(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	・目利き能力の向上・人材の育成に努めます。 ・動産・債権譲渡担保融資、ABL融資制度の活用を図ります。	・事業計画・教育訓練スケジュールに従い、各種研修会に職員を積極的に派遣します。 又、研修報告会を行い関連職員のスキルアップを図ります。 ・信中央金庫や関係機関よりの研修を受けて制度への理解を深め、取り組んでまいります。	・平成22年度 目利き研修等への派遣 目利き融資・企業アドバイザー講座派遣 3名 中小企業支援講座派遣 2名 ・平成16年度より目利き融資講座へ延べ37名派遣しております。 ・平成22年度の実績は有りません。引き続き相談業務の中で案件収集に努め、取り組んで参ります。
(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底	・CLO、シンジケートローンの取組み。 ・私募債の取組み。	・更に情報収集を図り、ケースバイケースにて取組みを行います。 ・案件収集に努め取り組んでまいります。	・平成22年度の実績は有りません。引き続き相談業務の中で案件収集に努め、取り組んで参ります。

■ 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

取組方針	具体的取組み策	取組み態勢	進捗状況
(1) 地域の面的再生	・営業店窓口、渉外による相談業務の充実を図ります。 ・街づくり等、地域の再生委員会等へ積極的に参画します。	・資金ニーズや各種相談に対して更にも細やかな対応を図り、相談しやすい対応に努めます。 ・TMO(街づくり委員会)等の委員会へ積極的に参画し、地域金融機関としての役割を担います。	・常に各種相談に丁寧に応じて来ました。 ・佐賀市が主催する街づくり50人委員会のメンバーとして、中心市街地の街づくりに参画して来ました。
(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供	・多重債務者問題の解決に努めます。 ・企業会計の指導を図ります。 ・地域に密着した活動を行なっている機関への支援を行います。	・消費者ローンの申し込みに際しては、顧客の借り入れ状況より、多重債務の追い討ちにならないのか十分に検討を行い相談機能を活かして取組みます。 ・外部講師による企業会計セミナーや経営者セミナーを開催します。 ・NPOへの支援を引き続き行います。	・平成22年12月より、フリーローン(アシスト)の取り扱いを開始しました。事業性資金や旧償還資金としても利用することができ、品揃えの充実を図りました。 ・平成22年11月に外部講師を招き、経営者セミナーを開催しました。 ・NPO法人への平成22年度の実行は有りません。引き続き相談業務の中で案件収集に努め、取り組んで参ります。
(3) 地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け	・地域金融機関としての使命と役割をもつて地域経済の活性化に努めます。 ・顧客満足度の向上に努めます。	・行政機関等との連携により企業育成に努めます。 ・年1回のアンケートを継続し、ご意見を経営に反映します。	・北部九州信用金庫協会の主催にて、23年11月の合同ビジネスマッチングの開催に向けて準備を進めております。 ・平成22年度として平成23年3月に実施しました。現在分析中で7月中旬に内容の検証を行い公表致します。